

ふれあい福祉コーナー

家庭で暮らせない子どもたちのために

近年、子どもにかかわる問題が大きな社会問題となっており、さまざまな事情で親と暮らすことができない子どもが増えています。すべての子どもが温かい家庭で暮らせるよう、家庭に迎え入れ、育ててくださる里親を募っています。

里親とは
親に代わって温かい愛情を持ち、家庭的な雰囲気の中で子どもを育てる方のことです。

両親の病気、離婚、虐待などのさまざまな事情により、家庭で暮らせない子どもたちを一時的または長期的に預かります。
里親になるには
里親は、児童福祉法に定められた制度で、特別な資格は不要です。申

Q 年齢や性別など、希望にあった子どもが委託されますか。
A 委託候補の子どもとの組み合わせは、里親の希望も踏まえて検討します。

Q 委託された子どもの子育てに関する悩みは相談できますか。
A 児童相談所が中心となっており、さまざまな支援や研修を行います。

Q 子育て支援課(427)・越谷児童相談所草加支所(920・4152)に相談したいのですが。
A 数カ月程度の短期間の場合であれば、18歳になるまでの長期間の場合もあり、子どもの事情によりさまざまです。

Q 委託された子どもを養育していくにあたって、金銭的な支援はありますか。
A 子どもを養育している間は、手当てや養育に必要な経費が支給されます。

Q 数カ月程度の短期間の場合であれば、18歳になるまでの長期間の場合もあり、子どもの事情によりさまざまです。

Q 委託された子どもを養育していくにあたって、金銭的な支援はありますか。
A 子どもを養育している間は、手当てや養育に必要な経費が支給されます。

詐欺的な投資勧誘にご注意を

【事例】 A社から「投資ファンド(投資に関する商品)を購入しないか」と電話があり、興味がないと断ったが、「とりあえず、パンフレットを見るだけでも」と言われ、パンフレットが郵送されてきた。
数日後、B証券から電話があり「A社の投資ファンドをお持ちですか、お持ちなら高く買い取ります」と言われたので、これはもうかると思い、A社に連絡して投資ファンドを300万円で購入した。
その後、B証券に買い取ってもらおうと思いましたが、連絡がつかない。

投資ファンドなどの勧誘で、「必ずもうかります」「後で高く買い取ります」などと言って、巧みに投資

させようとしています。一度投資してしまうと、業者と連絡がつかなくなるなど、支払ったお金を取り戻すことは困難です。もうけ話には注意しましょう。

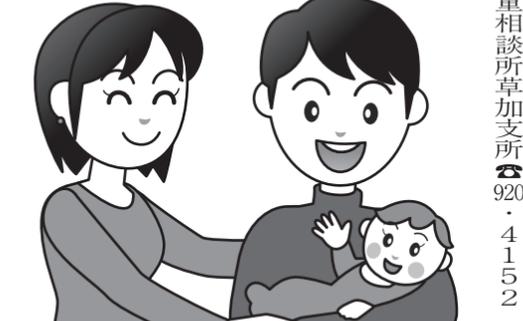
【消費者へのアドバイス】
① 投資にはリスクが伴います。「必ずもうかる」ということはありません。

② 勧誘などがあつた場合は、すぐに判断せずに家族や友人に相談するなど、慎重に検討しましょう。

③ 未公開株や社債を販売できるのは、登録を受けた証券会社と、未公開株や社債の発行会社に限られます。その他の者が行う勧誘は法律違反の可能性があるので、関わらないようにしましょう。



困ったときは、すぐに最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。
関商工観光課 ☎336、消費生活支援センター春日部 ☎048・734・0999



Q 年齢や性別など、希望にあった子どもが委託されますか。
A 委託候補の子どもとの組み合わせは、里親の希望も踏まえて検討します。

<h3>法律相談</h3> <p>法律上の諸問題についての相談(弁護士が対応)※2日前の毎週水曜日午前9時から電話予約</p> <p>☎毎週金曜日 午後1時20分～4時 場 市民相談室 定8人(事前予約制)</p> <p>広聴広報課 ☎373</p>	<h3>くらしの相談</h3> <p>日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談(行政相談委員が対応)</p> <p>☎11月12日(水) 午後1時30分～3時30分 場 市民相談室</p> <p>広聴広報課 ☎373</p>	<h3>行政書士相談</h3> <p>官公庁へ提出する書類・申請書の作成、離婚・相続・金銭貸借・外国人市民相談などについての相談</p> <p>☎11月17日(月) 午後1時～4時 場 市民相談室</p> <p>広聴広報課 ☎373</p>	<h2>11月 各種無料相談</h2> <p>☎996-2111</p> <p>★法律相談の予約は、電話で受け付けます。 ★相談日が祝日の場合は、お休みです。</p>	
<h3>税理士相談</h3> <p>相続税など税金全般についての相談</p> <p>☎11月10日(月) 午後1時～4時 場 市民相談室</p> <p>広聴広報課 ☎373</p>	<h3>不動産相談</h3> <p>マンションおよび不動産取引全般についての相談(宅地建物取引主任者が対応)</p> <p>☎11月11日(火) 午後1時～4時 場 駅前出張所内相談室</p> <p>広聴広報課 ☎373</p>	<h3>DV相談</h3> <p>DV被害(配偶者などからの暴力)について電話・面談による相談(女性相談員が対応)</p> <p>☎毎週月・金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時 ※面談の場合は、要予約 ☎996-3955 (DV相談支援室専用電話) 人権・男女共同参画課 ☎811</p>	<h3>女性相談</h3> <p>女性が抱えるさまざまな悩みについての相談(女性相談員が対応)</p> <p>☎毎週水曜日 午前10時～正午 午後1時～4時 場 駅前出張所内相談室 定5人(事前予約制)</p> <p>人権・男女共同参画課 ☎811</p>	<h3>人権相談</h3> <p>プライバシーの侵害など基本的な人権についての相談(人権擁護委員が対応)</p> <p>☎11月13日(木) 午後1時～4時 場 市民相談室</p> <p>人権・男女共同参画課 ☎811</p>
<h3>心配ごと相談</h3> <p>日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談(心配ごと相談員が対応)</p> <p>☎11月5日(水)・19日(水) 午後1時～4時(電話相談可) 場 身体障害者福祉センターやすらぎ ☎998-7616 (心配ごと相談専用電話) 社会福祉協議会 ☎995-3636</p>	<h3>こころの健康相談</h3> <p>不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談(専門医が対応)</p> <p>☎11月10日(月) 午後1時～2時30分 場 保健センター 定2人(事前予約制)</p> <p>保健センター ☎995-3381</p>	<h3>消費生活相談</h3> <p>悪質商法などに関する問題や借金問題など消費生活全般についての相談(消費生活相談員が対応)</p> <p>☎毎週月～金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時 場 消費生活センター ※受け付けは商工観光課 商工観光課 ☎336</p>	<h3>内職相談</h3> <p>内職の求人、求職のあつせんについての相談(内職相談員が対応)</p> <p>☎毎週火曜日 午前10時～正午 午後1時～3時30分 場 市民相談室</p> <p>商工観光課 ☎336</p>	<h3>若年者就職相談</h3> <p>若年者(40歳未満、学生・生徒可)の就職、転職、技能能力などについての相談(キャリアカウンセラーが対応)</p> <p>☎11月5日(水)・19日(水) 午前10時～正午 午後1時～4時 場 勤労青少年ホームゆまにて 定5人(事前予約制)</p> <p>ゆまにて ☎996-0123</p>
<h3>教育相談</h3> <p>児童・生徒の言動や教育についての相談(専任教育相談員が対応)</p> <p>☎毎週月～金曜日 午前9時30分～正午 午後1時～4時 場 教育相談所</p> <p>教育相談所 ☎995-0077</p>	<h3>家庭児童相談</h3> <p>子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談(家庭児童相談員が対応)</p> <p>☎毎週月～金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時 場 家庭児童相談室</p> <p>子育て支援課 ☎472</p>	<h3>子育て相談</h3> <p>子育ての不安や悩みごとについての相談(子育てアドバイザーが対応)</p> <p>☎11月27日(木) 午前10時～午後1時 場 だいばら児童館(わんぱる) 定3人(事前予約制)</p> <p>だいばら児童館 ☎999-0321</p>	<h3>子育て電話相談</h3> <p>子育てや保育に関して、不安や悩みごとを電話で相談(保育士が対応)</p> <p>☎毎週月～金曜日 午前10時～正午 午後1時～3時 中央保育所 ☎998-7711</p>	<h3>休日・夜間納税相談</h3> <p>市税・国民健康保険税の納付についての相談</p> <p>☎11月2日(日)・16日(日) 午前9時～午後4時 毎週木曜日 午後5時15分～7時 場 納税課</p> <p>納税課 ☎330</p>